

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 商業・サービス中小企業活性化税制の創設 (国税46)(所得税:他・法人税:義) (地方税46)(法人住民税:義) |
| 2 | 要望の内容 | 次により、特別償却制度、税額控除制度を創設する。 (1) 対象業種：中小卸売・小売及びサービス業 (2) 対象事業者：青色申告書を提出する中小企業者 (3) 対象設備の要件： ①建物附属設備 取得価額1台60万円以上 ②器具・備品 取得価格 1台30万円以上 (4) 特別償却：取得価額の百分の三十又は税額控除又は取得価額の百分の七 |
| 3 | 担当部局 | 健康局生活衛生課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成24年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯 | — |
| 6 | 適用又は延長期間 | 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで (平成25年度～平成27年度) |
| 7 | 必要性等 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>現状においても経営環境が厳しい卸売業、小売業又はサービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の二段階の引上げに備え、魅力の向上や業務改善等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化、活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の国会提出に伴う今後の対応について(平成24年3月30日閣議決定)</p> <p>・中小事業者のために必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> <p>○消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部「転嫁対策・価格表示に関する方向性についての検討状況(中間整理)」(平成24年5月31日)</p> <p>・民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について※」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。</p> |

| | | | |
|---|------|---------------------|---|
| | | | <p>※民主党転嫁対策・価格表示のあり方検討WT「転嫁対策・価格表示のあり方について」（平成24年5月14日）</p> <p>・現下の景気状況の下で雇用維持に努めている中小企業や国民の食生活を支える農林水産業などの実情を十分に踏まえた上で、適切な予算措置や税制措置等を検討</p> |
| | | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること</p> <p>施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること</p> |
| | | ③ 達成目標及び測定指標 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の改善等に資する設備投資を通じて、消費税率の引上げ前後の駆け込み需要増とその反動での需要減に伴う大幅な収益ギャップの発生、消費税の価格転嫁の困難なことによる利益の減少など消費税率の引上げによる影響を最小限に抑え、売上高の安定化、向上を図る。</p> <p>具体的には、中小商業・サービス業の売上額DI（前期比）を用いて、消費税率の引上げのタイミングを挟む、平成26年第1四半期と第2四半期、平成27年第2四半期と第3四半期の中小卸売業、小売業、サービス業の前期比売上額DIの変動幅を可能な限り小さいものとするとともに、売上額DIを安定的に向上させていくことを目標とする。</p> <p>（参考指標）</p> <p>平成9年の消費税率引上げ時の変動幅（平成9年第1四半期と第2四半期の売上額DIの差）は、卸売業▲10.5ポイント、小売業▲7.9ポイント、サービス業▲1.8ポイント。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>売上額DIの変動（(独)中小企業基盤整備機構）</p> <p>-----</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>消費税率の引上げ時における中小商業・サービス業の売上高への影響を最小限に抑えるとともに、その安定的な向上を図ることで、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化に寄与する。</p> |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等 | <p>（適用事業者数）</p> <p>平成25年度 23,819社</p> <p>平成26年度 24,772社</p> <p>平成27年度 25,763社</p> <p>（経済産業省推計）</p> |
| | | ② 減収額 | <p>（減収額）</p> <p>平成25年度 176.7億円</p> <p>平成26年度 177.4億円</p> |

平成 27 年度 178.1 億円
(経済産業省推計)

③ 効果・達成
目標の実
現状況

《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)
中小商業・サービス業が直面している経営上の問題点は多岐に亘るが、最も多くの中小商業・サービス業の事業者が共通で挙げている問題点は、需要の停滞であり、続いて、卸売業者では販売単価の低下、小売業者では大中型店舗の進出による競争の激化、サービス業者では利用者ニーズの変化への対応が挙げられている。こうした経営上の問題点に対応するため、中小商業・サービス業では、需要の喚起(集客力の増加)のための取組み、大企業との競争の激化に対応するための業務効率の改善、新商品、新サービスの提供をしていくことが必要となっている。

【直面している経営上の課題】

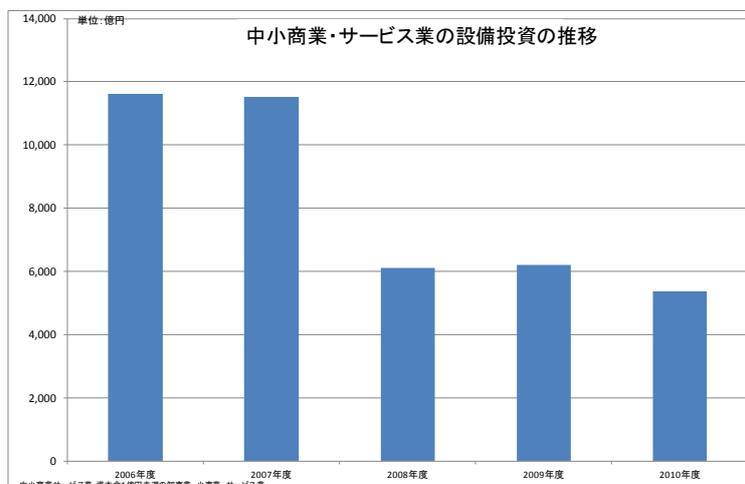
| | 1 位 | 2 位 |
|-------|---------------|--------------------------|
| 卸売業 | 需要の停滞 (43.9%) | 販売単価の低下、上昇難 (11.2%) |
| 小売業 | 需要の停滞 (22.8%) | 大中型店舗の進出による競争の激化 (21.0%) |
| サービス業 | 需要の停滞 (25.0%) | 利用者ニーズの変化への対応 (19.5%) |

((独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査 資料編」(平成 24 年 4 月～6 月実績))

実際、厳しい経営環境を打破し、経営の安定化を図るため、老朽化設備の更新、事務効率の向上や新商品、新サービスの展開等に係る設備の導入等を進める必要性を感じている中小商業・サービス業の事業者が一定程度存在している一方で、足下で、中小商業・サービス業全体の設備投資額は、減少傾向にある<注 1>。

そのため、本特例措置により投資環境を整備することは、中小商業・サービス業における投資を促進することにつながり、中小商業・サービス業の経営の安定化、活性化が図られることとなる。

<注 1>



(出典) 法人企業統計

| | | | |
|----|--------|----------------------|--|
| | | | <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：平成25年4月～平成28年3月）</p> <p>足下の中小商業・サービス業の売上高は回復の兆しは見えているものの、全産業に比してそのテンポは鈍く、本特例措置により魅力の向上や業務改善等に資する設備の投資を促進することで、売上高の安定化と向上を図る。</p> <p>本特例措置については、客で賑わう活気のある商店街における分析として、中小商業・サービス業の個別の事業者毎に、店舗の改装・店内のレイアウト変更、ディスプレイの変更等販売促進活動の強化、ITの活用等の活性化策を実施し、魅力ある店舗作りを行っていることとされる報告（中小企業庁委託「平成21年度商店街実態調査報告書」）もあることから、店舗改装等による魅力向上、IT化による業務改善等に係る投資を促進することで需要の増加（集客力の向上）を図り、中小商業・サービス業における売上高の安定化、向上に寄与することが期待される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成25年4月～平成28年3月）</p> <p>本特例措置が創設されなかった場合、消費税率の引上げの影響により中小商業・サービス業の経営状況が悪化し、これらの事業者の廃業の増加や雇用の縮小を招き、地域経済の活性化、雇用の確保に悪影響を与えるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成25年4月～平成28年3月）</p> <p>本特例措置による設備投資を促進し、中小商業・サービス業の活性化が図られることで、我が国経済全体として195億円の経済波及効果が生じるとともに、雇用に3152人創出するとの試算がある。</p> <p>（経済産業省推計）</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>本特例措置の対象となる業種は、景況の回復テンポが遅く、かつ、人件費率が高いこと等から消費税率の引上げの影響を受けやすい、中小・商業サービス業に限定しており、国民の名遠くできる必要最小減の特例措置となっている。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>中小企業者等における設備投資の促進を目的とするものとして、中小企業投資促進税制があり、当該税制では、主として生産性向上のための機械・装置の投資の促進を目的としている。</p> <p>これに対して、本特例措置は、中小商業・サービス業の魅力の向上や業務改善等を図るための設備投資の促進を目的としており、対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具及び備品としていることから、目的及び適用の範囲が異なる。</p> |
| | | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | <p>中小商業・サービス業は地域密着型の内需型産業であり、本特例措置により、中小商業・サービス業の事業者の経営の安定化、活性化を図ることは、地域経済の活性化及び雇用の確保・創出に資することとなるため、本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税における手当（本特例措置を利用した場合の法人住民税・事業税の自動連動）をすることが相当である。</p> |
| 10 | 有識者の見解 | | — |

| | | |
|----|--------------------|---|
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |
|----|--------------------|---|